

平成27年度 第5回 教育委員会議事録

1 開催日及び場所

平成27年11月19日（木） 午後3時05分から午後4時20分

山県市役所3階 305会議室

2 議事日程

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 議事録署名者の指名

日程第3 教育長の報告

日程第4 議題15号 山県市英語指導助手設置要綱の一部を改正する要綱について

日程第5 議題16号 山県市立学校における学校運営協議会設置等に関する規則の
制定について

日程第6 議題17号 山県市立学校及び中学校適正規模推進計画に基づく適正規模
の取組について

日程第7 議題18号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の
利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例の制定について

日程第8 議題19号 平成27年度一般会計補正予算（第3号）について

日程第9 その他

3 出席者

教育長 伊藤 正夫

教育長職務代理者 藤根 美登里

教育委員 大野 良輔

教育委員 藤岡 功

教育委員 川田 八重子

事務局 学校教育課長 渡辺 千俊

生涯学習課長 梅田 義孝

学校教育課 江尾 浩行 栃川 順 山口 友子

4 会議次第

(午後 3 時 0 5 分開催)

藤根職務代理者 ただいまより、平成 27 年度第 5 回教育委員会を開催いたします。
本日は、傍聴希望者がいらっしゃいますので、入室を認めてよろしい
でしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

藤根職務代理者 異議なしということですので、傍聴者に入室していただきます。

(傍聴者入室)

藤根職務代理者 傍聴者に申し上げます。傍聴に当たり、傍聴券裏面の注意事項を厳守
していただきますようお願いいたします。

藤根職務代理者 それでは、日程第 1、前回議事録の承認について。
事務局に説明を求めます。

事務局 (江尾) 日程第 1、前回議事録の承認について。
委員の皆様には前もって議事録を送付させていただいております。
要点のみ説明します。資料ナンバー 1 をご覧ください。
平成 27 年度第 4 回教育委員会が平成 27 年 8 月 27 日、市役所 30
3 会議室において開催されました。出席者は、教育委員 3 名、教育長、
事務局の 5 名で、藤岡委員が欠席でした。
会議は、午後 1 時 30 分に開催され、前回の議事録の承認、議事録署
名者が指名されました。教育長より、教科書採択について、学校の状況
について、不登校の人数について、全国学力テストの結果について、4
点の報告がありました。

議事としまして 2 議案を審議いただき、承認されました。

会議は午後 3 時 25 分に閉会しました。以上でございます。

藤根職務代理者 ありがとうございます。
ただいま事務局からの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ござ
いましたらお願いいたします。

特にご質問はないですか。それでは、ご質問がないようですので、前
回議事録を承認します。

日程第 2、議事録署名者の指名について。

今回は藤岡功委員さんをお願いいたします。

藤岡委員 わかりました。

藤根職務代理者 日程第3、教育長の報告について。
伊藤教育長さん、お願いいたします。

教育長 3点、報告させていただきます。

1点目は、教育委員の皆様にご学校公表会及び岐阜県市町村教育委員会
連合会研究総会に参加いただきありがとうございました。特に、研究総
会での郡上市や八百津町の事例発表の中で、山県市としても活用できる
ものもあるのではないかと感じました。今後の施策の中で考えていきたく
いと思います。

2点目は、学校訪問のなかで、それぞれの学校で学力定着に向けて取
り組んでいます。今後も意識改革を進めながら、より確かな学力定着に
向け取り組んでいきたいと考えております。

3点目は、前回、中体連のことについてお話ししました。今回は文化
的なこととなります。中学生学校給食選手権で高富中学校が県大会に出
場します。また、全国健康づくり推進学校表彰の関係で高富小学校に実
地審査に昨日見えました。運動もそうですけれども、文化的なことで子
供たちは頑張っていることを報告させていただきます。以上です。

藤根職務代理者 ありがとうございます。

ただいま教育長さんより報告いただきました。何かご質問等ございま
したらお願いします。よろしいですか。

日程第4、議第15号、山県市英語指導助手設置要綱の一部を改正す
る要綱について議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局（江尾） それでは、資料ナンバー2をご覧ください。

議第15号、山県市英語指導助手設置要綱の一部を改正する要綱につ
いて。

山県市英語指導助手設置要綱（平成27年教育委員会訓令第3号）の
一部を次のように改正する。

第4条中「外国人」を「者」に改める。

附則、この要綱は、公布の日から施行する。

平成27年11月19日提出。山県市教育委員会、教育長、伊藤正夫。

次ページに山県市英語指導助手設置要綱がございます。この中段の第4条、英語指導助手は、児童生徒の外国語活動、英語活動、英語科等の学業、生活について支援を行える能力及び経験を有する外国人から教育委員会が委嘱することになっております。

この「外国人」を「者」に改めるものです。

外国人だけに限定することなく、日本人でも誰でも指導能力があれば、より多くの人材の中から山県市に合う英語指導助手を選定したいということで要綱を改正します。以上です。

藤根職務代理者 ただいま事務局より説明がありました。何かご意見、ご質問等がございますか。

大野委員 説明は分かりました。何か必要があるから改正されるのだと思いますがどのような理由ですか。ネイティブのほうがいいと思いますが、いかがですか。

学校教育課長 来年度から小学校の英語学習を充実したいと考えています。

今、よい人材を見つけたところです。その人が日本人であります。市内在住で43歳の女性の方で、高校卒業後、ずっとアメリカ、シアトルに住まれ日本の企業で英語を使った仕事をされていた方が帰国されました。面接しましたところ、非常に英語能力も高く、TOEICテスト（国際コミュニケーション英語能力テスト）もほぼ満点（九百何十点）です。日本人バイリンガルでありますので、小学校の英語学習に特化したいと考えています。

現在、小学校の英語学習では外国人が入れかわり立ちかわり入っております。このため英語学習の進度がばらばらになるという問題があります。また、外国人が日本語をうまく話せないので、小学校の先生とのコミュニケーションがうまくとれない状態です。コミュニケーションがとれませんかと学習も深まらない、小学校の先生の英語力も高まらないので、そこを日本人のバイリンガルの先生に入ってもらうことによって、英語学習を充実させたいと考えています。

大野委員 教員の免許状を持って見えますか。

学校教育課長 持っていません。

教育長 小学校には英語の専門家がいません。中学校、高校と違って。打ち合わせを英語でやりとりすることは、小学校では難しいことです。

藤根職務代理者 確かに、日本語があまり得意でない外国人の方よりはスムーズにいくような気がします。先生とのコミュニケーションは重要なことだと思います。

学校教育課長 そうならないような外国人を探すということは非常に難しいですね。

藤岡委員 もし採用されたら検証してほしいと思います。どういう成果と効果があって、どう子供たちが変わったのかというところを検証してください。

大野委員 報酬はどのように考えていますか。

学校教育課長 現在、採用しています英語指導助手と同額の30万円になります。

事務局（江尾） 平成28年度予算に英語指導助手1名の増員を要望します。

大野委員 わかりました。

藤根職務代理者 そのほかよろしいでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、お諮りいたします。

議第15号、山県市英語指導助手設置要綱の一部を改正する要綱について、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

藤根職務代理者 異議なしと認めまして、山県市英語指導助手設置要綱の一部を改正する要綱について、決定させていただきます。

日程第5、議第16号、山県市立学校における学校運営協議会設置等に関する規則の制定について議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局（江尾） 資料ナンバー3をご覧ください。

議第16号、山県市立学校における学校運営協議会設置等に関する規則の制定について。

山県市立学校における学校運営協議会設置等に関する規則を別紙のとおり定めるものとする。

平成27年11月19日提出。山県市教育委員会、教育長、伊藤正夫。

文科省が作成しました「コミュニティ・スクールって何？」の資料に基づいて、学校運営協議会制度の内容をご説明しました。

それに関する規則の制定になります。

それでは、規則の主だった箇所を説明させていただきます。

趣旨、第1条、この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、山縣市立学校に設置する学校運営協議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

協議会の目的、第2条、協議会は、学校運営に関して山縣市教育委員会及び校長の権限と責任の下、学校に在籍する児童又は生徒の保護者及び地域住民の学校運営への参加及び連携の強化を推進することにより、学校、保護者及び地域住民が相互に信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善並びに児童及び生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

指定、第3条、教育委員会は、前条の目的が達成できると認められるときは、協議会を設置する学校として指定することができる。第3項、指定の期間は3年とし、再指定することができる。

協議会の承認事項等、第4条、設置校の校長は、法第47条の5第3項の規定により、毎年度、次に掲げる事項について学校経営方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。(1)教育目標及び経営方針に関すること。(2)教育課程の編成に関すること。(3)学校行事の計画に関すること。(4)施設の管理及び設備等の整備に関すること。

次ページに参ります。組織、活動等の説明及び公表、第6条、協議会は、その組織、活動等について、保護者及び地域住民に対して説明及び公表を行うことに努めなければならない。

委員の構成等、第8条、協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。(1)設置校の地域住民。(2)設置校の保護者。(3)設置校の校長。(4)設置校の教職員。(5)学識経験者。(6)前項各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者。第2項、委員の定数は、15人以内とし、教育委員会が設置校の校長と協議して定める。

委員の任期、第9条、委員の任期は、任命の日が属する年度の末日ま

でとする。

守秘義務等、第10条、委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。第2項、前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。(1)協議会及び設置校の運営に支障を来す言動を行うこと。(2)委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。(3)委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

指導及び助言、第14条、教育委員会は、協議会の運営状況を的確に把握し、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うことができる。

次ページになります。指定の取り消し、第15条、教育委員会は、協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、設置校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、法第47条の5第7項の規定により指定を取り消さなければならない。

庶務、第17条、協議会の庶務は、設置校において行う。

附則、1、この附則は、公布の日から施行する。2、山縣市立学校管理規則の一部を次のように改正する。第15条第1項に次のただし書を加える。ただし、山縣市立学校における学校運営協議会設置等に関する規則に基づく学校運営協議会を設置する学校を除く。

次のページに、山縣市立学校管理規則を抜粋しております。この第15条、「地域住民や保護者の意向を反映するため、学校に学校評議員を置く。」の後ろに、先ほど説明させていただきました、ただし書を加えることとなります。以上、説明させていただきました。

藤根職務代理者 ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明で、何かご質問等ございましたら、お願いいたします。

大野委員 第15条第2項に設置校の校長が教育委員会に対して指定の取り消しを求めることができるとあります。第3条は、教育委員会は目的が達成できると認めるときは、協議会を設置する学校として指定することになっています。指定されるとき校長さんは、指定を受けたくないと言えないのに、取消しは校長さんから求めることができることは、いかなるも

のですか。

事務局（江尾） 教育委員会としては、学校に協議会を設置しようとする場合には、前もって、各校長さんに制度の内容や意向など、お伺いして進めて行きますので一方的に指定することはありません。また、設置校の校長は、協議会において適切な合意形成に努めたにも関わらず、協議会の承認を得られないときに指定の取消しを求めることができることになっています。教育委員会としても、そうならないように協議会の運営状況を把握していくことが求められます。

藤根職務代理者 第14条に教育委員会は、協議会の運営状況を的確に把握するとなっています。どのようにして把握するのですか。

事務局（江尾） 第12条第6項に、会長は会議録を作成し、保管しなければならないとなっております。議論された学校の経営方針などは会長さんより報告をいただき、問題等があれば教育委員会として各学校と一緒に協議して問題解決を図りたいと考えています。

藤根職務代理者 ほかに何かございませんか。特にありませんか。

それでは、ご意見もないようですので、お諮りいたします。

議第16号、山県市立学校における学校運営協議会設置等に関する規則の制定について、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

藤根職務代理者 異議なしと認めまして、山県市立学校における学校運営協議会設置等に関する規則の制定について、決定させていただきます。

次に、日程第6、議第17号、山県市立小学校及び中学校適正規模推進計画に基づく適正規模の取組について議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局（江尾） それでは、資料ナンバー4をご覧ください。

議第17号、山県市立小学校及び中学校適正規模推進計画に基づく適正規模の取組について。

山県市立小学校及び中学校適正規模推進計画に基づく適正規模の取組について、別紙のとおりとする。

平成27年11月19日提出。山県市教育委員会、教育長、伊藤正夫。

次ページの平成27年度の適正規模の取組について説明します。

3歳児の人数が過少なため複式学級が想定される小学校について。

大桑小学校は、今年度から2・3年生が複式学級となり、今後も複式学級が想定されます。3歳児を中心とする未就学児の人数については、低迷が顕著なため、今後の動向に注視しながら統合推進の検討を進める。

伊自良北小学校は、平成26年度より複式学級となり、全校で5学級編制です。来年度は4学級編制が想定されます。3歳児を中心とする未就学児童の人数については、低迷が顕著なため、今後の動向に注視しながら統合推進の検討を進める。

いわ桜小学校は、今年度から3・4年生と5・6年生の複数の複式学級と、2年生生徒が0名なため、全校で3学級編制となっています。教育課程の改革や教職員の人事措置を行うとともに、児童の発達段階や地理的条件を考慮しながら、引き続き統合推進の検討を進める。

過少規模の問題解決が図れない中学校について。

伊自良中学校は、2年生が2学級編制となり全校で4学級編制となっています。今後の生徒数においては大きな変動はないが、毎年の入学生の数によって学級数の変更、3から4学級が想定されます。ただし、今後も過少規模の問題が想定されるため、動向を注視するとともに、現段階では教育課程の改革及び教職員の人事措置等を行うことで、統合推進は行わない。

1学級15人程度を下回る小規模小学校について。

複式学級の小学校に加え、梅原小学校、桜尾小学校においても、児童数の減少傾向が続き、1学級15人程度を下回る小規模小学校となる。

そのため、適正規模推進計画に基づいて、歴史、文化、地理的条件等を十分に考慮し、統合推進の検討を進める。以上でございます。

藤根職務代理者

ただいま事務局からの説明につきまして、何かご質問等ございましたら、お願いいたします。

ご意見などございませんので、お諮りいたします。

議第17号、山県市立小学校及び中学校適正規模推進計画に基づく適正規模の取組について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

藤根職務代理者 異議なしと認めまして、山県市立小学校及び中学校適正規模推進計画に基づく適正規模の取組について、決定させていただきます。

続いて、日程第7、議第18号、山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局（江尾） それでは、資料ナンバー5をご覧ください。

議第18号、山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。

山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定したいので、山県市教育委員会教育長事務委任規則第2条第11号の規定に基づき、別紙のとおり市長に意見を申し出る。

平成27年11月19日提出。山県市教育委員会、教育長、伊藤正夫。

次ページに、11月26日開催されます山県市議会に特定個人情報に関する条例、いわゆるマイナンバー法に関する条例を上程する予定です。

資料ナンバー5の1をご覧ください。この資料に基づいて説明させていただきます。

条例制定の背景と趣旨としまして、平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布されました。この番号法は、住民票を有する全ての方に番号を付し、情報の効率的な管理や行政機関間での迅速な情報の授受ができるようにすることで「行政の効率化」「住民の利便性の向上」及び「公平・公正な社会の実現」を目指すことを目的としています。

各地方自治体においても、この番号法の基本理念にのっとり、社会保障、税及び防災の分野における個人番号の利用に関して自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施することが義務付けされています。

そのため、山県市では、番号法第9条第2項に基づく「個人番号の独

自利用及び庁内連携」並びに番号法第19条第9号に基づく「地方公共団体内の機関間の特定個人情報の提供」について条例の制定を行います。

この番号法は、住民票を有する全ての人に一人一人の番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人情報であることを確認するために活用されるものです。この分野以外で利用する場合、市の条例の制定が必要になります。

教育委員会では、番号法第9条第2項で、市が独自で行っている事務で個人番号を利用する場合（独自利用事務）、番号法第19条第9号の市の異なる執行機関への特定個人情報の提供（情報提供事務）で該当します。

独自利用事務としまして、山口市立幼稚園就園奨励費補助事業、山口市立幼稚園保育料等助成事業及び山口市就学援助費支給が該当します。

情報提供事務としまして、先ほどの事業に係る特定個人情報としまして、「住民票関係情報」「地方税関係情報」「生活保護関係情報」などになります。以上、簡単に説明させていただきました。

藤根職務代理者 ただいま事務局からの説明につきまして、何かご質問等がございましたら、お願いいたします。

大野委員 事務的な取り扱いの内容については分かりました。実際にこの事務を行うのは何処の部署ですか。

事務局（江尾） 教育委員会部局は学校教育課になります。

大野委員 マイナンバーは学校教育課内では自由に見えるのですか。

事務局（江尾） 守秘義務があります。担当者のみになります。

藤根職務代理者 ほかによろしいですか。ご意見がないようですので、お諮りをいたします。

議第18号、山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

藤根職務代理者 異議なしと認めまして、議第18号、山口市行政手続における特定の

個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、決定させていただきます。

次に、日程第8、議第19号、平成27年度一般会計補正予算（第3号）について議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局（江尾） それでは、資料ナンバー6をご覧ください。

議第19号、平成27年度一般会計補正予算（第3号）について。

平成27年度一般会計予算（教育委員会）を補正したいので、山県市教育委員会教育長事務委任規則第2条第11号の規定に基づき、別紙のとおり市長に意見を申し出る。

平成27年11月19日提出。山県市教育委員会、教育長、伊藤正夫。

次ページに歳出予算内訳書があります。全国大会等出場応援金について、100万円増額補正させていただきたいと存じます。

全国大会等に出場される場合、市から応援金ということで「山県市まちづくり振興券」を支給しています。今年度の当初予算304万ですが、すでに300万円支給しています。今後100万円必要になると見込んで増額補正するものです。以上です。

藤根職務代理者 ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明につきまして、何か皆さん、ご質問がありましたらお願いいたします。

大野委員 予算科目が生涯学習課の保健体育総務の報償費からの支給になっています。全国大会に出場する場合、文化系のものについてはどうしていますか。

事務局（江尾） 文化系も対象になります。支払いの科目は保健体育総務費からスポーツ系も文化系も全国大会に出場される場合は支給しています。

藤根職務代理者 ほかにございませんでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、お諮りいたします。

議第19号、平成27年度一般会計補正予算（第3号）について、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

藤根職務代理者 異議なしと認めまして、平成27年度一般会計補正予算(第3号)について決定いたします。

最後に、日程第9、その他についてお願いします。

事務局(江尾) それでは、2点ほどお願いしたいと思います。

学校施設を利用した放課後児童クラブの開設について。先月の10月23日、伊自良南小学校の公表会にて施設を見ていただきました。

今後の予定を栃川より説明申し上げます。

事務局(栃川) 学校教育課、栃川です。よろしくお願いたします。

ただいま配布しました資料の1枚目「学校施設を利用した放課後児童クラブの開設」について説明します。

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、市長部局の福祉課所管にて実施しております。現在、高富児童館、子どもげんきはうす及び各公民館で実施しています。現在の施設は、学校からの距離が遠いことや室内面積が狭いことなど問題点を抱えている状況です。

今年度、国において改正された「放課後子ども総合プラン」には、文部科学省と厚生労働省が協力し、次代を担う人材を育成するため、小学校の余裕教室等を活用して、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことのできるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を目指しています。

山口市としての取り組み予定は下記の表の通りです。平成27年度から平成31年度までに9小学校区を計画しております。

平成27年度は、伊自良南小学校、計画定員は20名となっております。現在は8名が利用されています。平成28年度は桜尾小学校と美山小学校を計画しております。以降、平成29年度に富岡小学校、平成30年度に高富小学校、平成31年度に梅原小学校、大桑小学校、伊自良北小学校、いわ桜小学校を計画しています。

次ページは、放課後児童クラブの利用に係る協定書となっております。10月1日付けにて、市長と教育長とで協定書を取り交わしました。また、個別ごとの運用としまして、伊自良南小学校長、教育長、福祉事務

